

## もくじ

浜田よしゆき議員一般質問と答弁	・・・ 1
迫 祐仁議員一般質問と答弁	・・・ 7
西脇郁子議員一般質問と答弁	・・・ 13

●京都府議会 2014 年 2 月定例会で日本共産党の浜田よしゆき、迫祐仁、西脇郁子各府議が行った一般質問と答弁の概要を紹介します。

### 2 月定例会一般質問

## 浜田良之（日本共産党、京都市北区）2014 年 2 月 14 日

### 消費税増税後押しの知事の責任は重大

【浜田】日本共産党の浜田良之です。通告にもとづき、知事並びに関係理事者に質問します。

私はこの間、地元の北区内の商店街などを訪問してまいりましたが、景気の冷え込みは深刻で、この年末・年始にも事業所の閉鎖、小売店の閉店、コンビニの撤退などが相次いでいます。ある飲食店は、昼は定食、夜は居酒屋と、親子で頑張っていました。家賃の値上げや食材の高騰もあり、年間 200 万円近い赤字が続き、昨年末に閉店されました。あるスナックでは、景気悪化で客が減り、人件費の支払いのために、年間 100 万円程度を貯金から取り崩さざるをえなくなっています。昨日、知事は、京都は飲食店も多く、それらの店が廃業率が非常に高いとおっしゃいましたが、そういう状況のもとで、4 月から消費税が増税になればどうなるか。先日の衆議院の代表質問で、わが党の志位委員長が、今でも多くの中小企業が消費税を販売価格に転嫁できないのではないかと追及したのに対して、安倍首相は「経済産業省の調査で、仕入れ価格上昇分の半分以上を転嫁できている、または今後見込んでいる中小企業は約半数」と認めています。私がお聞きしているだけでも、年間売り上げが 1 千万円を少しこえた程度の業者の場合、今は赤字でも消費税を納めているが、これ以上消費税率が上がれば、もう払えない、もう店をたたむしかない、という方がほとんどです。

知事は、議案説明の中で、「景気が緩やかな回復基調にあるものの、北部地域や中小企業には依然として厳しい状態が続いている」「消費税率引き上げにより、いわゆる反動減が見込まれる」ので、「まずは消費税の影響対策」が必要だと言われました。消費税増税が、今でも厳しい状況にある府民の暮らしや中小業者の営業に、さらに深刻な影響を与えることがわかっていながら、安倍首相の決断に、「敬意を表する」と述べ、消費税増税を後押ししてきた知事の責任は重大だと言わなければなりません。

### 住宅と商店のリフォーム助成 創設せよ

また知事は、代表質問の答弁の中で、倒産件数が減少していることや有効求人倍率が改善していることを強調されましたが、府民にとって急いで改善が求められているのは、事業所の減少率が全国ワースト 1 位、非正規雇用率が全国ワースト 3 位という、京都経済と雇用の深刻な現状ではないでしょうか。そこでお伺いします。

これ以上の事業所の減少に歯止めをかけるためには、地元の中小業者に仕事がまわる、商売を続けていけるための支援が必要です。全国の地方自治体に広がり、経済効果抜群と試されずみの住宅リフォーム助成制度は、2014 年度国土交通省予算案でも予算化されました。国の制度は、「住宅の長寿命化に資する先導的な

リフォームの取り組みを支援する」とされており、地方自治体の取り組みとは違ったハードルの高いものですが、やっと国も実施に乗り出したわけで、京都府がとりくまない根拠はなくなりました。京都府として住宅リフォーム助成制度を設立すべきではありませんか。

群馬県高崎市では、魅力ある商店づくりを支援するため、商売を営んでいる人、又は営もうとする人が、市内の業者によって「店舗等の改装」や「店舗等で専ら使用する備品の購入」を行うことに対し、その費用の2分の1を助成する、「まちなか商店リフォーム助成事業」が、昨年4月に創設され、半年間で制度の活用申請は730件をこえ、申請金額も当初予算の1億円の4倍をこえる4億4千万円にもなっています。本府の来年度予算案で、「中小企業経営安定・改善支援事業」が提案されていますが、店舗の改修などハードの場合は15%の補助となっており、事業の存続もたいへんな中小業者には、とても活用できないのではないのでしょうか。しかも、予算規模はわずか2億円で、発注先は府内業者との限定もなく、きわめて不十分です。高崎市並みの「まちなか商店リフォーム助成制度」を設立することを求めます。

また、商店街の皆さんからは「大型店の出店が相次ぎ、夜12時まで営業されたのでは、とても太刀打ちできない」という声が寄せられています。これ以上の大型店の出店や無責任な撤退を規制するとともに、地元雇用や地産地消、営業時間の短縮、交通対策など大型店に社会的責任を求めることが必要です。いかがですか。

## 非正規雇用の実態調査 府内企業への就職支援を

雇用の問題では、とりわけ若者の雇用状況が深刻です。昨年、京都青年大集会実行委員会が取り組んだアンケートには、「正社員と同じことをやりながら、待遇は見習い期間扱いにされている」「人手がたりないと、強制的にシフトを決められ、夕方から夜まで働き、自宅で勉強できなかった」などのリアルな声が寄せられていました。知事は、京都の非正規雇用率が高いことを指摘されると、「学生のアルバイトが多いから」と言い訳していましたが、その学生のアルバイトが、このようにいわば「ブラックバイト」になっている実態をご存知なのでしょうか。正規雇用を増やすとともに、現在、非正規で働いている若者たちの労働条件の改善も急務です。そこで京都府として、青年学生をはじめとする非正規雇用の実態の調査を行うべきではありませんか。

そして、地域に根ざした魅力ある府内産業・企業に、地元の高校や大学で学んだ学生が就職・定着できるような支援策が必要です。また、府として労働基本法など、労働者の権利をわかりやすくまとめたブックレットを作成し、学校教育で活用し、青年労働者に普及したらどうでしょうか。

## 府の正規職員増員せよ

昨年12月議会の代表質問で私が、正規雇用を増やすためにも、まずは知事の足下の府職員の正規雇用を増やすように求めましたが、知事は、「正職員の配置につきましても、毎年業務の状況を点検し、必要な配置をしているところであります」と答弁されました。しかし、府の職場の実態は、給与費プログラムによって1500人もの職員が減らされ、「限界職場」といわれるほど、超過密労働が常態化しています。それなのに、来年度予算案では、職員定数を15名削減し、人件費を1億円も減らそうとしています。定数削減をやめ、正規職員を増やす計画をもつべきです。いかがですか。

**【知事】** いわゆるブラック企業や若年者非正規雇用の問題についてですが、これからの京都の発展のためには、未来を担う若者が安定して働くことのできる環境づくりが重要であり、正規雇用の拡大や非正規も含めて安心して仕事に打ち込める就労環境をつくっていくことは、これは極めて重要であります。ただ、何ををもってブラック企業と言うのかは、これは明確ではありませんけれども、もしも違法な就労実態がある企業ということ正すのであれば、それは調査をするにしても強制的な権限を背景に行わなければならないと思いますので、そうした問題はやっぱり、労働基準監督署などにおいて行うべきものであるというふうに考えております。

そのため、雇用環境の実態把握については、これまでから私どもの観点では、京都ジョブパークにおきまして内定後の定着状況や就労状況についてフォローアップを行うとともに、京都中小企業労働相談所でも年間約2000件の労働相談を受け、労働契約、労働時間、賃金等に関するトラブルや悩みなどの実態・実情を把握しているところであります。

また、企業の視点では、中小企業人材活用センターの求人開拓員が年間、約2万件の求人開拓を行う際に、就労環境についても確認するなど、常に現場の実態把握に努めており、その中で企業の対応に改善の必要があれば、随時助言を行いますとともに、万一、違法行為があった場合には、権限を有する労働局と連携するなど、コンプライアンスの徹底に努めているところであります。

こうした中、若者等の就労環境改善に向けた取り組みをさらに強化するために、12月補正によりまして、

労働者を対象に緊急労働ホットラインを新たに開設し、相談、アドバイスをを行いますとともに、京都ジョブパークの活動や中小企業人材活用センターの訪問、労働相談等の上、把握した、定着に課題がある企業に対しまして、社会保険労務士会と協力してアドバイザーを派遣し、専門的な助言を行っているところであります。さらに、26年度予算では、個々の中小企業における就労環境改善の取り組みをソフト、ハードの両面から支援するための中小企業向けの助成金の創設を府議会にお願いをしているところであります。こうした新たな取り組みも含め、常に若者の就労環境を把握し、具体的な就労環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

地元高校生・大学生の就職定着支援につきましては、平成21年度以来、緊急雇用基金を活用して、高校・大学の新卒未就職者を雇用しながら、研修から就職までを一貫支援する全国初の取り組みを実施しているところであり、京都ジョブパークにおいても平成24年には大学生コーナーを新設。今年度からは、在学中の高校生の支援も開始し、府内企業の個別合同説明会を開催するなど、地元高校生・大学生の府内企業への就職支援を実施しています。こうした取り組みの結果、府内の新卒高校生・大学生の就職内定率は改善傾向にありますけれども、今後も、現時点ではいまだ就職が決まらない大学生や高校生に対しましても、面接会やマッチング等でしっかりとしたフォローをしてまいりたいと思っています。

若年者への労働法令の普及啓発についてであります。これまでから、京都ジョブパークにおいて定期的に労働法令に関するセミナーを開催している他、府内で希望する高校・大学に出向きまして、働く前に知っておくべき労働知識について、専用テキストを使って講義を実施しております。今年度は、12月末時点で41回、3000人余りが受講したところであります。

また、同法定の労働時間や就業規則等に関する労働基準法のポイント等を働く人に役立つ情報として府のホームページでも掲載し紹介しているところです。今後とも、京都労働局や労働関係団体、教育機関等と連携しながら、若者や労働者等、広く府民に労働法制の理解が広まるように努めてまいりたいと考えております。

**【政策企画部長】** 職員の定数についてですが、知事からも答弁させていただいた通り、この10年間で国から人件費につきまして、交付税を全国ベースでは4兆円削減されている中で、福祉や教育といった事業に極力影響が出ないように、また、府民サービスを維持できるよう、業務の効率化等に努めてきたところです。例えば、総務事務や府営住宅の管理等の民間委託の推進、事務の電算化など徹底した効率化による内部管理業務の見直し、また、京北町の京都市への合併など、市町村合併による業務移管や畑川ダムの完成等、業務の終了に伴う見直しなどに適切に対応する中で、職員数の抑制を図る一方で、治安の改善のため警察官を400人以上、また教育力の向上のため教職員を200人以上、また児童虐待や雇用対策などでも増員をするなどメリハリをつけてきたところでございます。今後とも、厳しい財政状況ではございますが、府民の安心・安全や地域の活性化など、府民ニーズにしっかりと応えつつ、将来にわたって安定的に府民満足の向上が図っていけるよう、効率的、効果的な執行体制の構築に努めてまいります。

**【商工労働観光部長】** 中小企業経営安定改善支援事業費についてですが、本補助金は、エコノミックガーデニングの一環として、中小企業応援隊の企業訪問や経営相談を行う中で、制度融資等と組み合わせながら事業者の具体的な取り組みに助成するものであります。本補助金は、ほぼ全ての事業者が利用できるよう自由度を高くし、商業など単一業種だけでなく幅広い業種を対象にし、また、要件も店舗改装、備品購入費などに限定するのではなく、経営基盤の安定に向けた取り組みから販路開拓、機器更新等を総合的に支援するもので、補助金の上限額も1000万円という高い水準に設定しているところです。補助率につきましては、ハード支援につきましては、企業立地補助金の補助率も踏まえまして、設備投資補助金と同じ15%としておりますが、ソフト面における支援は2分の1とし、事業の実施にあわせた柔軟な制度としているところです。さらに、事業者の小さな工夫を考案する、「中小企業小さな革新支援事業」も併せて総合的に支援することとし、1000件以上に及ぶ支援を予定しております。それに必要な予算を計上しているところです。

次に、大型店の出店についてですが、京都府においては、出店規制や競合調整ができないという大規模小売店舗立地法の枠組みの下、例えば、営業時間や交通対策、通学の安全確保などについて、法の目的である生活環境保持の観点から大規模小売店舗立地審議会において、十分審議いただき、問題があれば設置者に対して常に改善を求めているところです。また、府独自の取り組みとして、地域商業ガイドラインに基づき、延べ床面積10000㎡以上の大規模小売店舗につきましては、地域ごとに抑制エリアと誘導エリアを定め、無秩序な郊外出店等を抑制するとともに、法に基づく設置届の提出前には、地産地消の推進や地元商業との協調などの地域貢献計画書を提出するよう強く求めているところです。このような取り組みを進めることにより、代表質問において知事から答弁したとおり、ガイドライン策定前後の過去7年間の比較で、延べ床面積10000㎡以上の大規模小売店舗設置の京都府への届け出件数は、8件から1件に減少したところです。また、大型店の撤退については、地域の雇用等に大きな影響を及ぼすことから、例えば、これまでも流通事業者の民事再生があったような時には、その府内店舗存続を強く求め、事業継続された例があります。また最近で

も、地域の中での重要な店舗の存続を要望している例もありまして、今後とも、地域のみなさんの声をお聞きし、当該店舗の設置者等に対し、雇用の確保等必要な社会的責任を果たすよう強く求めてまいります。

**【建設交通部長】**住宅リフォーム助成制度についてですが、住宅の支援ということについては、経済対策や雇用対策だけではなく、一定の政策目的が必要と考えているところです。そのため、京都府においては従来から、耐震性能の向上や介護予防対策のための改修助成など明確な政策目的をもって住宅の支援を行ってきたところであり、引き続きこのような住宅の改修助成についてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。なお、国の予算案における長期優良住宅化リフォーム推進事業についてですが、これについても、単なる設備交換や内装工事、増築工事等は補助対象外となっており、耐震性能や省エネ性能の向上等を行う既存住宅の長期優良住宅化に対して国から建築主に直接助成されるものと聞いております。これにつきましても、良質な中古住宅の流通など、明確な住宅政策上の国の目的をもって行われるものと考えております。

## 実態にみあった中小企業、商店の支援を

**【浜田・再質問】**知事から、労働問題について答弁いただきました。確かに、青年学生などの就職へのいろんな支援をやられていると思いますが、実際に就職した先がブラック企業であって、過労死に追い込まれたとかいう事態が起こっております。それは、ブラック企業を規制するうえで、労働基準監督署などの取り組みは、もちろん必要ですが、12月議会でも私が指摘したように、労働基準監督官は京都府には35人しかいなくて、月4000件の訪問を行っているというのが実態ですから、労働局とも協力もしながら京都府としてもしっかり実態の調査を行うということを強く求めておきたいと思っております。

また、大型店の問題で答弁をいただきましたが、実際に新たに大型店をつくる数は減ったかもしれませんが、すでにこれまで大型店がたくさん作られて、商店街がシャッター通りになっているという事態があります。その上新たな大型店が1店できるだけでも、壊滅的な事態になるというのが現状です。そこを見ることが絶対に必要だと私は強く思っています。

中小企業経営安定改善支援事業の問題ですが、商店街へ行きますと、「店舗の改修に補助があっても、自己負担分が出せないのが現状だ」「大型店を野放しにして商店をつぶしておきながら、補助金を出すと言われても遅すぎる」などの声もありました。群馬県高崎市では、市をあげて、商店や中小業者の実態調査を行って、「まちなか商店リフォーム助成事業」を創設しています。府内の商店や中小業者の実態にかみあった支援策を実施すべきではありませんか。再質問させていただきます。

それから、府の職員の問題ですが、実際に府の職員の非正規雇用が増え続けていて、そして非正規職員を先日、消費生活相談員の雇止めが行われるということがありましたけれども、そういう事態を放置して、どうして正規雇用3万人の目標が達成できるのか。府職員の正規雇用の目標と計画を明確にすべきです。この点はぜひ、お答えください。

**【政策企画部長・再答弁】**非正規職員の話ですが、これにつきましては、補助金等の活用を通じまして、計画的に採用を行っているところでありまして、適切に配置を心がけて、今後ともしっかりと執行していこうというところでございます。

**【商工労働観光部長・再答弁】**中小企業経営安定改善支援事業についてですが、この事業については、商店街をはじめとして、厳しい状況におかれている中小事業者みなさまの実態にかみあった事業として、自由度の高い、必要な要件も限定なく、幅広い事業として実施させていただく予定ですのでお答えさせていただきます。

**【浜田・指摘要望】**住宅リフォーム助成制度について、府の助成は政策目的が明確なものに限ると言われましたが、全国的には県レベルのとりくみも広がっており、秋田県では経済対策として実施され、今も継続されています。ぜひ、京都府でも実施に踏み切るよう、強く要望しておきます。

商店街や中小企業の深刻な実態、府職員や青年労働者の深刻な労働実態にしっかりと目を向けて、実態にかみあった支援策を実施することを強く求めて、次の質問にうつります。

## 高校入試制度の見直しについて

**【浜田】**12月議会で、中学生の進路希望状況調査について未確定の進路希望を発表したことで、生徒たちに不安や動揺をおこすことになったのではないかと、ただしたのに対して、教育委員会は「生徒のなかには、大きな動揺はないと聞いています」と答弁されました。しかし、京都新聞の連載でも、生徒や保護者はもちろん、中学校の進路指導の先生たちにも、不安や動揺が生まれていることが紹介されていました。私が直接話を聞いた、ある中学3年生は、「自転車で通える山城高校に行きたかったが、むつかしそうなので、交通費のかかる高校に行かざるをえない」と落ち込んでいました。あるお母さんは、「山城高校に願書を出したけれど、この倍率では受かりそうにない。私学に行くことも考えないといけなないかと思うと不安だ」と話されま

した。教育委員会の答弁は、実態とかけ離れたものです。

## 不合格体験に教育的意味はない

そういう中で、2月6日に前期選抜の願書受付が締め切られました。その結果、京都府全体では、倍率が2.49倍で、7828人が不合格体験を味わうことになります。私の地元、北区の山城高校の普通科は倍率が4.05倍で、329人が不合格体験を味わうことになります。しかし、高校志願者の大部分は、最終的には合格できるのに、志願者の6割、山城高校では75%もの生徒に不合格を体験させることに、何の意味があるのでしょうか。12月議会の文教常任委員会で、最終的には第一志望の学校に入学できるのに、前期選抜で不合格体験させることに教育的意味はないのではないか、とただしたところ、教育委員会は、「志願者が多いか少ないかという数字のみで左右されるのではなく、希望する学校へ行けるといって、チャレンジしてもらいたい」「不合格体験についてですが、行きたい学校にチャレンジする機会が増えたということです」などと答弁しました。私は、「それは、不合格体験の機会が増えるということだ」と批判しましたが、あらためてうかがいます。義務教育に近い進学率になっている高校入試段階で、あえて不合格体験を経験させる必要があるのですか。お答えください。

## 15の春を泣かせる入試制度の見直しを

15の春を泣かせるような高校入試制度はあらためるべきです。新しい入試制度の是非をめぐって、学校関係者は口をそろえて、「数年たったらある程度見えてくるだろう。ただ、今年は結果が出るまで誰にもわからない」と言っているそうです。しかし、子どもたちにとっては一生に1回の高校受験です。直ちに府民的検討の場を設けて、抜本的な見直しを行うべきです。いかがですか。

**【教育長・答弁】**高校入試制度についてです。新制度は中学生が主体的に学校を選択できるとともに、受験機会を複数化するなど、安心して受験できるようセーフティーネットを設けたものでございます。

そのうち前期選抜につきましては、1万3000名もの志願がありました。この人数は前期、中期を合わせました公立高校の総募集定員に匹敵するものでございます。このことは、公立高校を志願するほとんどの中学生が新しい入試制度を理解した上で、積極的にチャレンジしてくれた結果であるにとらえています。

入試制度の見直しについては、中学生が主体的に高校を選べるよう、府議会はもとより、有識者や保護者、関係団体と設けていただきました「懇談会のまとめ」を踏まえ、見直しを行ったものでございます。この間アンケートでは、約1万1000名もの生徒や保護者のみなさまから、ご意見を寄せていただき、また、見直し案の府民説明会やパブリックコメントの実施など、まさに府民のみなさまといっしょに、時間をかけてつくり上げてきたものでございます。私も長く現場の校長を務めてきましたが、18の春を、定時制では19の春を、他に年齢の高い方もおられますけれども、それぞれの春を笑顔で羽ばたかせることが、府立高校の責任であるという信念で、教職員一丸となって、充実した高校生活を送れるよう取り組んでまいりました。今回の見直しによりまして、これまで以上に中学生が希望する進路実現にむけて、努力していけるよう、全力で取り組んでまいります。

## 入試制度見直しへ府民的検討の場を

**【浜田再質問・指摘】**高校入試制度ですけれども、1万3000人が志願をして、そのうち6割の生徒が不合格体験を味わうという、このことを私は問題にしているわけです。

2月8日に私学の願書受付が締め切られましたが、志願者数が昨年より1112人増えており、公立高校入試制度の変更の影響が指摘されています。「希望する公立高校の倍率が高いので、私学に変えた」という生徒も少なくないと思います。また、全国的には、和歌山県、青森県、埼玉県など、すでに前期選抜を実施したが、「落ちなくてよい子たちを落としていた」ことなどを理由に、廃止した県も相次いでいます。今年の入試が終わった段階で、新しい入試制度にたいする、生徒、保護者、高校・中学の先生方など、すべての関係者の意見を聞く、府民的検討の場を設けて、見直しを行うよう、求めておきます。

## 東日本大震災の避難者支援

**【浜田】**東日本大震災と福島第一原発事故からまもなく3年になりますが、被災地の復興はいまだ道半ば、原発事故による放射能汚染は解決のめどもたっていません。私の地元の北区の民主商工会の事務局長さんは、「大震災では、多くの中小業者の仲間が亡くなり、店を失った。他人事ではないと、毎月、福島に支援物資を送っているが、今でも京都の米が喜ばれる。子供たちに安全な米を食べさせたいのしょう。米どころの福島なのに、と胸が痛みます」と話されました。被災者支援は引き続き、粘り強くとりくまなければなりません。

政府は昨年 10 月 11 日によろやく、福島第 1 原発事故による被災者を支援する「子ども・被災者支援法」の基本方針を閣議決定しましたが、被災者のみなさんからは、「支援法の理念とかけ離れた基本方針だ」との批判の声相次ぎました。被災者の皆さんは、放射線量が年間 1 ミリシーベルトを超える地域と福島県の全域を支援対象にすべきだと要求していましたが、基本方針で定められた支援対象地域は、福島県の 33 市町村のみにとどまっています。自主避難者に対する支援策は、「新規避難者を含めた公営住宅の入居円滑化」などにとどまっており、避難した住民も残留した住民らと同様、個人の選択を支援するという、同法の理念とかけ離れています。政府にたいして、支援法の理念に沿った基本方針になるように、抜本的な改定を求めるべきではありませんか。

## 期限をつけず公営住宅を無償提供せよ

京都に避難されている皆さんの一番の願いは、もちろん一刻も早く、ふるさとに帰りたいということですが、それがすぐにはかなわない以上、今の住居に安心して住み続けられるようにすべきではないでしょうか。

昨年の 2 月議会の一般質問で、私は、東日本大震災の被災者に対する公営住宅の無償提供期間の延長を求めました。その後、4 月に政府は、3 年間で基本となっている公営住宅の無償提供期間について、「復興状況や被災者の実情を踏まえて延長が可能」とする内容を全国の自治体へ通知しました。しかし、政府の通知を受けて早々と 1 年間の延長を決めた自治体がある一方、昨年末の時点では、延長を打ち出せない自治体があるなど、対応に差が出ました。被災者からは「避難先の違いだけで対応に差がでるのは疑問」「はっきりしないのは精神的な不安が大きい。年度末は子どもの卒業や進学など環境が変わる家庭もある。方針決定は早い方がありがたい」などの声が出されていました。

そもそも、無償提供期間は、期限が近づくと 1 年ごとに延長を行うことが繰り返されてきましたが、ふるさとへもどる展望が見えない避難者にとっては、今の住宅にいつまで住めるのか、毎年年度末になると不安になるという状況が続いているのです。希望する避難者には、期限をつけずに、安心して住み続けてもらえるようにすべきではないでしょうか。国に求めることも含めて検討を求めますがいかがですか。

避難されている皆さんは、被災地との二重生活が長期化し、生活費やふるさとへの往復の交通費など、経済的負担もたいへんです。また、被災地への支援活動や被災地の子供たちを夏休みなどに受け入れる活動などにとりくんでいる団体や個人のみなさんの交通費負担などもたいへんです。せめて、シャトルバスを復活したり、交通費への補助を出すなど、支援を行うべきではありませんか。

**【危機管理監・答弁】**東日本大震災の避難者の支援について、まず、子ども被災者支援法の基本方針については、この法律は、議員立法により全会一致で成立いたしました。対象地域等の調整に時間を要している状況にあったため、全国知事会から基本方針を早急に定めるよう求めるとともに、基本方針にもとづく具体的な施策をすみやかに実施することを提言してまいりました。そうしたなかで、昨年 10 月に閣議決定されました基本方針では、福島県中通り、浜通りを支援対象地域とした上で、さらに、より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨、目的に応じて、準支援対象地域を設定し、きめ細かな被災者支援を実施することとされたところでございまして、まずはこれに基づく各種の支援政策が早急に進められることが重要であると考えております。

次に、公営住宅等の無償入居期間については、24 年 7 月に全国知事会を通じまして、国に応急仮設住宅の入居期間を必要に応じて延長する措置を講じるよう、提言を行いましたところ、25 年 4 月に 1 年を超えない範囲ごとに延長が可能とされたところでございます。このため京都府では、現地の応急仮設住宅と同じ取り扱いを行うことといたしまして、順次延長してきております。25 年 4 月には全国でもいち早く許容期間を 4 年まで延長したところでございます。

今後とも現地の取り扱いや被災県、国の要請を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

被災地との二重生活による交通費への支援については、職員派遣バスを活用して運行しておりましたシャトルバスの復活は、職員の長期化派遣に伴い、難しいものがございますが、支援団体等による福島との往復バス運行に対しまして、京都府として後援の上、京都府の支援情報定期便を使って、府内の避難者にその案内をする等の取り組みを行っております。また、国におきましても 25 年 3 月に定められました原子力災害による被災者支援施策パッケージにより、母子避難者等に対する高速道路の無料措置が実施されているところでございます。

## 京都府として避難者支援すべき

**【浜田・再質問】**福島原発事故による府内への避難者らが、東京電力と国を相手に損害賠償を求めた訴訟の第 1 回口頭弁論が行われ、原告からは「子どもを守るために避難をせざるをえなかった悲しい現実」に目を向

けてほしい」と切実な訴えをされています。国と東電が賠償責任を果たすことは当然ですが、府内に避難されている人たちは、京都府民と同じであり、京都府として支援を行うべきです。兵庫県では、東日本大震災被災地からの県内避難者を支援する団体にたいして、交通費や通信運搬費などの費用にたいして、県として補助金を出しています。せめて、それぐらひは、本府でも実施すべきです。いかがですか。

**【危機管理監・再答弁】** 私どもでは、従来からご答弁していますように、支援団体、被災者と私ども行政がいっしょになりまして、プラットホームを形成いたしまして、いろんな施策の対応をしております。今後ともそういうなかで、幅広に何ができるのか、例えば京都府では独自に避難者の支援定期便をつくっておりますが、それぞれの団体の独自の対応もございまして、大きな問題につきましては法に基づいて、全国的な統一的な対応を国のほうで考えるのが適当ではないかと考えております。

## 府民生活を大切にする府政へ転換を

**【浜田・指摘要望】** ご答弁いただきましたが、プラットホームをつくってやっておられるのは知っておりますが、そういう兵庫県の先例など全国的な先例もしっかり学んで、さらに充実をさせていただきたいと思っております。蛭川府政 28 年間は、「国が住民の命と暮らしを守ってくれないのなら、地方自治体を守るしかないじゃないか」といって、全国に先駆けて、老人医療の無料化や無担保無保証人融資を実施するなど、国の悪政から住民の命と暮らしを守る防波堤の役割を果たし、革新の灯台と呼ばれました。安倍内閣の暴走が京都府民の命と暮らしを脅かしている今こそ、蛭川府政のような府政を取り戻さなければなりません。何よりも府民生活を大切にする府政への転換めざして、全力を尽くすことを述べて、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

## 迫 祐仁（日本共産党・上京区） 2014 年 2 月 17 日

### 西陣織産地崩壊の危機

**【迫】** 日本共産党の迫祐仁です。通告しております数点について、知事並び関係理事者にお聞きします。

まず、和装伝統産業・西陣の振興についてです。本年 1 月 6 日、創立 130 年を迎える西陣織工業組合の新年会・総会が開かれ、私も出席させていただきました。知事や副知事、商工部長も参加されておられたのでよくご存じだと思いますが、そこで「西陣織工業組合の新年ご挨拶」が配られ、西陣がおかれた厳しい状況と振興への強い決意が語られました。一部をご紹介しますと「相変わらず、和装・洋装を問わず、厳しい経営が続き、加えて関連工業界を含めて職人の高齢化・後継者難が続いています。それと共に、西陣織を支える力織機・道具類の枯渇化問題、生産基地丹後における工賃問題・生産基盤の安定強化問題等、難問が山積しています」と書かれていました。

西陣織は、歴史に育まれた京都が世界に誇る織物です。多くの関連産業を抱え、地域経済と雇用を支えてきました。また IT など京都の先端産業を生み出す基礎になったのは、西陣織をはじめとした伝統産業です。また、茶道や華道などと一体になって、京都の魅力の中心にあるのが西陣織ではないでしょうか。

いま西陣の帯地生産量は 1975 年（昭和 50 年）と 2012 年（平成 24 年）を比べると、出荷高で 733 万 2867 本から 64 万 5679 本（8.8%）、出荷額は 1341 億 1413 万円から 158 億 1164 万円（11.7%）へと大きく減少しています。

そこで知事にお聞きします。私は、指摘されているような問題を行政が本気で解決に取り組みなければ、西陣という織物の産地がなくなり、経済の問題だけでなく京都の魅力の崩壊にもつながりかねないと思いますが、知事はどう認識されていますか。

### 後継者育成へ工賃引き上げの支援を

まず、後継者の問題について伺います。

西陣は豊富な知識と高度な技術を持つ専門の職人が多くの工程を分業し、技を磨き継承してきました。特に、出機という現場の織り手さんが直接の生産を担っていますが、現在約 300 人まで減少、大半が 70 歳を超え、次いで 60 代と高齢者が 80%を越えています。20 代、30 代は、数えるほどと後継者不足は深刻になっています。最大の要因は、工賃の低さです。月額平均 7～8 万円の工賃、年金とアルバイトで生計を営んでいるのが実態です。子どもや孫、また西陣織にあこがれる若者に西陣の仕事を引き継いでもらいたいと思っても余りにも賃金が低く、このような状態では、後継者がうまれてきません。

もうひとつの西陣織の生産地である丹後では昨年、最低工賃の基準厳守が労働局から指摘されました。さらに、あるメーカーが今年から出機の織工賃を 1.5 倍に引き上げました。社長は「後継者も育てていない。数年後には生産に支障がでるのは明らか。出機先には賃金をあげるからできるだけ後継者を育ててほしい」と切実に訴えておられます。

わが党の倉林明子参議院議員が参議院国民生活経済委員会で、西陣織の低工賃問題で経済産業大臣の見解を問い、大臣は「最低工賃の問題は検討させていただく」と答えています。

後継者育成のためにも生産の最前線を担う織り手が生活のできる適正な報酬を得ることは不可欠です。京都府は、国とも連携し中小企業が賃金引上げができるように西陣織をはじめとした伝統産業への支援を行い、工賃の引き上げを業界などと検討をすることを求めますが、知事の決意はいかがですか。

また、後継者の育成には、西陣織の実技を学ぶ拠点が必要です。本府では、若手技術者の育成支援として祇園祭や社寺等の文化財等の復元新調等では経験を積んだ若手職人が京の名工等と一緒に働き技術継承を図っています。ところが、西陣織企業で働く自前の織機の修理を行う職人＝調整工は、簡易な調整はできるが織機を組み立てる技術がありません。西陣産地内では、かつて 300 人いた織機の組み立てや補修できる調整工が今では 70 代の 2 人しかいません。私は、業界や個人の努力任せにせず、府・市が連携して西陣織の全工程が現場で実習しながら学べる職業訓練をおこなう施設の開設などを検討することが必要であると思っておりますが、いかがですか。

## 道具類購入・更新の補助予算増額せよ

次に、枯渇している道具類や織機部品などの確保について伺います。

企画・製紋工程から始まり仕上げ工程まで 20 を越える工程を経て製造される西陣織では、製織に使用される織機だけでなく、染、綜紵、撚糸など関連工程で様々な機械や道具が使用されています。西陣機業の衰退でこれらの部品や道具類などを製造するメーカーが廃業に追い込まれ、必要な部品を産地で確保・メンテナンスを行う機料店は減少し、西陣では最盛期には 30 店あったのが、いまでは 3 店だけ。さらに修復できる専門の職人はあと数人となり、全ての西陣織に関する工程の職人も数えるほどに減り、工程の継承ができなくなるのではと危惧されています。

一つの工程でも道具類や部品などがなくなれば継承どころか生産もできず、当然全ての工程が止まり、西陣産地崩壊へと陥ります。こういう現状認識を踏まえて、私は本議会でも西陣織を支える道具・部品類の維持・管理・調達や新たな電子媒体のジャガードなどの購入、設置費用の補助など緊急支援を繰り返し求めてきました。

府は来年度予算に伝統品製造道具の購入・更新に最大 250 万円を補助する制度の創設を提案しています。西陣の力織機の耐用年数は 10 年とされていますが、西陣で稼働している力織機は全て製造から 20 年以上経過しています。いつまでもつのか、力織機がなくなれば産地が崩壊すると危機感を持つ西陣織工業組合では、力織機の製造技術の継承も含め、新たに 10 台の力織機の製造を計画しました。ところが、部品をつくるのに必用な鋳型そのものがなくなっているケースが部品全体の 4 割にもものぼるとされています。鋳型をつくるだけでも莫大なコストがかかります。また 1 台の力織機の設置は最後に設置した平成 5 年当時で織機の本体価格が 260 万円前後、今回は 400 万円を想定されています。しかし、ダイレクトジャガードなど織機のフル装備をおこなえば 700 万円前後します。新たに力織機をつくることそのものが、手間と時間、費用という莫大なコストのかかる大事業です。

生産の土台となる力織機購入にも今回の補助制度が使えるということですが、西陣だけではなく丹後や友禅、陶磁器など全ての伝統産業でも、筆や刷毛をはじめ部品や道具類が枯渇しており、その確保への要望は高いものがあります。しかし、予算は、総額 2000 万円にとどまっており、支援の拡大が必要です。予算総額の増額を求めますがいかがですか。

## 部品の製造・修理・組み立ての職人養成を

また、京都府ではこれまで、伝統工芸品などの制作に使用される調達困難な道具類の確保に京都伝統産業道具類協議会からの依頼により京都府が京都試作ネットに発注し、ピッカーやジャガードの針などが作られてきました。試作品の一つピッカーは、丹後と西陣でそれぞれ 2 個づつ半年間試験織りに使われましたが、結果は摩耗して製品に混じってしまい、「すぐに使えない。改良の余地あり」と現場の厳しい声がありました。部品の安定的な調達・確保のために、産地内で、部品を製造する職人、修理・組み立てを行う職人の養成が必要だと思います。いかがですか。

## コンピュータ制御へ整理加工機械や検査機器設置を

次に、市場開拓や技術支援などへの丁寧な支援についてです。

西陣織のネクタイ製造会社はクールビズの実施後、夏場のネクタイ需要が9割も減少し販路の確保に苦労されています。ある会社は、新たな販路の拡張にネクタイ生地で洋装に挑戦し商社を通じてルイ・ビトンと取引することになりましたが、日本とヨーロッパとの生地の糸の撚りの歪みに対する基準や染に対する基準の違いに大変、苦労させられたと話されました。各国の織り、染、服地の糸の撚りなどの基準の情報提供を行う施設が京都にありません。また、ヨーロッパの検査基準に対応する検査機器やゆがみを補正しながら服地を整えるコンピューター制御の整理加工用機械は愛知県の民間会社にしかありません。これまでの技術を生かし、新たな挑戦をする業者に対し、最新のコンピューター制御の整理加工機械や検査機器などを府・市で設置することも必要ではないかと思いがいかですか。

### 緊急に産地振興の総合センター設置が必要

私はこれまで、後継者の育成、道具類や部品の確保、販路の拡張などについて質問してきましたが、これらを個々バラバラで行うのではなく、西陣織の産地で後継者の育成や技術支援、情報の提供・共有、消費者への魅力発信などができる総合的なセンター、施設を府・市で設置することが緊急に必要ではありませんか。本当に実効性のある西陣産地の振興のため、研究者、地域住民、業界、働く人たちの知恵と力を集めて、産業と地域再生・まちづくりを考え実行する協議会を設置し、抜本的な振興策を実行することが必要ではないでしょうか。以上お答えください。

**【知事】**西陣への支援についてですが、西陣織産地は京都の基幹産業であり、また、日本文化を支える貴重な財産である。私どもにとりましては大変誇るべき産業として、これからも長く続くように努力をあげていかなければならないと考えております。残念ながら、和装の需要減少等ですね、いろいろな面からのライフスタイルの変化によりまして、厳しい状況が続いているのはご承知の通りであります。このため、京都府におきましては、常に産地のみなさま方とともに、職人の高齢化や後継者不足の問題については、伝統技術を引き継ぐ若手職人等の育成と雇用の拡大として、「平成の正倉院づくり事業」により、祇園祭山鉾の御神体衣装の製作を通じるなど、技術・技法の若手職人への伝授、また、「ものづくり産業の正規雇用創出事業」において一年間の雇用によりまして、西陣の紺工房の実施研修を通じまして、就業をめざしている若手職人を支援するなどの、対策を講じているところであります。

また、生産に必要な力織機や道具類の確保につきましては、京都府の呼びかけにより、業界と府と市が一体となりまして、京都伝統産業道具類協議会を設置し、全国各産地の機料品店の状況調査や、力織機部品の試作品政策などの活動を、今、実施しているところであります。

丹後の家内労働者の最低工賃の遵守につきましては、西陣・丹後の両産地の合同会議等の場で、最低工賃の遵守を指導するなど、法律権限をもつ労働局との取り組みでも連携しながら促してきたところでありますけれども、京都の地方労働審議会でも、現在、最低工賃の引き上げ、府の担当者も出席をしまして、適当と決めた所でありまして、こうしたことを通じて、ぜひとも私どもとしましては、工賃が上げられ、また、遵守されるように努力をしていきたいと考えているところであります。

今後、新たな事業拡大についてですが、きものパスポートや高校生への伝統文化の伝承等による和装の楽しさを広げる取り組みですとか、東京での消費地への直接販売やデザイン力や技術力を活かした新しい商品づくりについて、今、積極的に支援をしているところでありますし、タペストリーや記念品の分野への進出ですとか、20代の若手職人が高度な手織技術の習得により、京もの認定工芸士に認定されるとか、途絶えかけていた織機に使用する竹箴の製作技術の復元など、産地の活性化としても、今、成果をあげてきている所でもあります。こうした事業に加えて、今回、消費税の引き上げによる反動減を乗り切る販売促進事業への支援、また、生産基盤の安定による事業継続を図るため、力織機や各種の道具類の製作に京都市と協調して支援する予算案をお願いしているところであります。こうした事を通じて業界の期待に応えていきたいと思っております。

また、堀川団地の伝統産業の活性化と西陣の玄関口にふさわしい町の拠点としての西陣アートクラフトセンター、さらに文化財の修復分野において伝統工芸の技術を活かした人材を育成する拠点としての南丹市に整備といったようなものを検討しているところであります。今後とも京都の誇りであります西陣をはじめとする和装伝統産業の振興と活性化に向けて全力をあげて取り組んでまいりたいと考えております。

**【商工労働観光部長】**西陣等の職人さんの処遇についてですが、工賃などの処遇改善については、まずは仕事量の確保が重要であり、そのためにも和装の需要開拓や新分野進出等への支援をすすめるとともに、職人さん方を直接雇用しての技術伝承などを進め、その処遇改善に努めてきているのであります。また、丹後の最低工賃につきましては、知事からの答弁にもありまして、京都労働局において現在、最低工賃の見直しが検討されているとお聞きしていますが、京都府においても伝統的技術・技法を次代に継承していくた

め、産地の会議等の場で最低工賃の遵守等を指導しているところです。

後継者育成についてですが、京都府では「平成の正倉院事業」として、日ごろ中々注文のない貴重な文化資料の復元・新調等の作業を通じて、名工の技術を若い方々に現場で直接伝えていただくという、非常に実践的な技術伝承を既に実施しているところでありまして、西陣織だけでも約 20 名の若手職人を育成してきたところでもあります。また、京都市産業技術研究所等で技術研修を毎年実施されており、こことも協調・連携をしながら後継者育成に努めているところでもあります。

伝統産業の生産基盤支援事業につきましては、府と市が協調し、西陣織や京友禅をはじめとする伝統産業の基盤を守れるよう、力織機の整備だけでなく、製造に必要な希少道具類の更新等も含めて総合的に支援する事業でございます。本体の力織機製作につきましては、今後、織機が継続的に供給できるように、産地組合がメーカーに依頼していることを支援するために予算をお願いしているものであります。

製作予定の織機は、本体価格 1 台 400 万円から 500 万円程度とお聞きしておりまして、十分、補助上限 250 万円で対応できるものと考えております。今後とも、京都市や産地組合と十分連携いたしまして、生産基盤の確保に努めてまいりたいと考えております。

京都伝統産業道具類協議会につきましては、京都府がよびかけて業界のみなさまと府、市が一体となって、枯渴部品等の確保のため創設したもので、この間、機料品やはけの調査を行い、調達可能な店舗の情報提供等をするとともに、織機部品の試作も行ってきたところです。試作品につきましては、今後とも作動試験等を十分行うなど、十分使用できるよう努めてまいりたいと考えております。

道具類の供給につきましては、事業者から具体的なニーズなり、そのニーズを受けて事業者と府・市が共同で進めて行くことが重要であり、今回の西陣の織機の製作は、そうした中で府市共同により必要な機器類の整備を支援しようとするものであります。

また、修理や組み立て等に関する職人の養成につきましては、先ほど述べた織機の製造過程等を通じての人材育成を始め、産地組合が実施する職人さんを養成する取り組みに支援を行うこととしています。

西陣織のこれまでのデザイン力等を活用した海外展開につきましては、非常に重要であります。中小の事業者のみなさまが海外の業者と取引するには、それぞれの取引の相手方の基準、流通状況等を個別に把握するのは困難もあるところがございます。そのため、京都府といたしましては、京都産業 21 に海外ビジネスサポートセンターを開設するなど様々な相談に対応してきました。既に昨年 12 月の産業育成コンソーシアムのヒアリングコミュニティの場で、今後、ジェットロとの連携を強め、様々な情報提供を行うよう取り組みを進めることとしております。こうした事業を通じて、海外取引に取り組む事業者をはじめとして、産地のみなさまの具体的な相談に対応してまいります。

技術支援につきましては、丹後にあります京都府の織物機械金属振興センターと京都市の産業技術研究所は常に連携・調整して行っております。今後とも、研鑽機器の導入を含め、事業者への支援を引き続き継続して行っております。

なお、幅広い事業に関連する検査等に関する機器の整備は行政で行いますが、生産そのものに使われる機器につきましては民間事業者が整備すべきものであり、要望がございましたら今議会でもお願いしております。設備投資への補助等で支援してまいります。

西陣産地への総合的な支援についてですが、これまでから京都府・京都市・経済団体と産地が一体となって、5 年に一度、西陣産地振興対策ビジョンを策定し、これに基づいて総合的に進めてきたところであります。

また、拠点づくりにつきましても、西陣織会館の建設から運営に渡り京都府が支援することにより、知事からお答えしましたとおり、今回、新たな取り組みとして、西陣アートクラフトセンター（仮称）を整備し、若手職人、アーティストやクリエイター等との新たな交流拠点とすることも検討しているところでございます。

また、先ほどの道具類の協議会をはじめ、様々な協議の場も設定しながら施策を総合的に進めているところでございます。

今後とも、京都府と京都市が協調して、産地事業者や地域のみなさま方と十分連携行儀をしながら、西陣をはじめとする伝統産業の振興を図る取り組みを進めてまいります。

## 修理の補助と技術者支援すべき

【迫・再質問】知事も（西陣織は）基幹産業だということできっとと頑張っていきたいということですが、今、厳しい業界の中で、部長からも答弁がありましたけれども、私は、この間、「織機の修理代補助」制度を求めてきました。京都府は、「事業経営は融資等の活用をし、その事業者の手で行うもの」との答弁をされておりました。今回の織機等の更新・購入費用に対する補助制度とあわせて、京丹後市等で行われてい

る織機の調整や修理代の負担軽減への補助を行う制度を創設し、修理の補助を行う技術者への支援も行うべきではないかと思っております。もう一度お答えください。

後継者確保は産地存続を左右する問題

2012年2月定例議会で、当時、出機の稼働が600台で、1年に約100台ペースで減少し、さらに昨年6月議会で稼働台数が300台になったことを指摘しました。予想を上回るペースで出機の稼働減少が進んでいます。製織の最先端を担う出機業者を確保するために、丹後で工賃が上がったことは、西陣でも驚きと期待が広がっているのです。生活できる賃金への保障は、後継者の確保につながり、今後の西陣織と産地を左右する問題だと思っております。

業界だけでは厳しい問題があります。知事が、国に対して最低賃金引き上げるための中小企業への支援。直接支援を抜本的に拡大していく、このことを働きかけて産地の賃金保障、後継者確保に働きだしていただきたい。このことを要望しておきます。

あわせて、業界では、南丹市とかではなくて、産地内に西陣織の職業訓練を行う施設の設置や、後継者育成をやってほしいということが本当に期待されています。産地振興と町づくりも交えて考える地域協議会の設置は、西陣織に関わる全ての人が参加できるように府が市への働きかけも含め実施すべきだと強く要望します。お答えください。

**【商工労働観光部長・再答弁】** 織機の修繕等に関してですが、ただいまお答えいたしました生産基盤支援事業につきまして、出来るだけ産地のみなさまの声をお聞きしながら、幅広く新たな更新をはじめとして適用させていただくとともに、例えば商工会、商工会議所等できめ細かい、幅広いステップアップ事業等をつくっておりますので、そういうものを具体的に活用しながら産地のみなさまの支援に全力をあげてまいりたいと考えております。

**【迫・指摘要望】** 織機のメンテナンスを行う技術者の養成とか後継者づくりは喫緊の課題となっております。ここへの補助を積極的に行うことを要望して、次の質問に入ります。

## 深刻化、広域化する鳥獣被害

次に、鳥獣被害対策について伺います。

シカ、イノシシ、サル、クマなど野生鳥獣による農林業被害は府内でいっそう深刻化・広域化しています。経済的被害に留まらず、営農意欲を奪い農業の基盤を掘り崩す重大な問題です。サルなどの被害は農林業だけでなく、人身や日常生活が脅かされる問題になっています。また、国土の保全、自然環境にも重大な影響を与えています。府のレッドデーターリストは今年度改定されましたが、絶滅の恐れのある植物が、前回の2002年の803種類から今回は996種類と維管束植物の中で増加し、主な原因は「シカの食害」とされています。シカが希少な植物も食いつくそうとしているのです。シカによる農林業被害は京都府内全域に広がり、南部でも急速に被害が広がっています。被害は農業においては、水稻、豆類、野菜、果樹類お茶にも被害が出ています。林業においては針葉樹の樹皮や新植苗、マツタケ等様々な被害です。

私が農業従事者から直接お聞きしている声も「全く被害は減少していない」「対策に疲れ果てる」と悲鳴に近い声ばかりであり、農業者が実感できる有害鳥獣対策が緊急に求められています。

先日、著名な研究者の方から京都府の有害鳥獣の生息状況と対策について「決して被害が減っているわけではない。今年度に21年度の鳥獣による農業被害額の半分にするとというのが決して甘くはない」、さらに「この間捕獲頭数は増えているが、24年度は18000頭の捕獲目標に比べ実績は13213頭で、頭打ち。しかし、シカは年率で27%づつ増えている。もっと捕獲しないと減らない。ここ1、2年が正念場」とのお話を聞きました。

京都府は、野生鳥獣による農作物被害額を26年度から1年前倒しし25年度に、21年度被害額から半減させる目標を立て、思い切った個体数管理、捕獲数を増加させる手立てと、被害の防除、特に恒久型防護柵を集落の周囲に張り巡らして侵入を防ぐ、囲い込みで対応するなどの対策を取られ、今回の補正予算でも追加を提案されています。

## 生息数、個体数の正確な把握を

そこでお聞きしますが、まず対策の前提としての生息数、個体数の調査の問題です。

農家のみなさんの声には「家を出ると目の前にシカがいる。シカが減っている実感はない」とお聞きします。このような声をよくつかみ、生息数を確実に把握し獣害の駆除を行うべきです。

現在の鳥獣害の被害と個体数調査が不十分ではありませんか？ 正確な把握と対策をきちんと取るべきではないかと思いますが、いかがですか。

## 狩猟・捕獲へ免許取得や教育への援助を

具体的な対策についてお聞きします。

まず個体数を思い切り減らすための対策です。猟銃免許所持者が高齢化により減少し、さらに銃所持の規制が強まる中、有害対策に従事する方、捕獲班への参加数をいかに増やすかは緊急の課題です。今年度から鳥獣被害防止緊急捕獲等強化策が実施され、有害捕獲者にシカ、イノシシ一頭当たり 8000 円を支給、シカ捕獲強化事業により狩猟奨励で一頭当たり 4000 円の支給が始まりましたが、従事者の負担をさらに軽減し、公的な役割に従事していただくための行政のいっそうの努力が必要だと思います。例えば、兵庫県では、マイスタースクールという制度があり、罠、銃の取り扱いや捕獲した鳥獣の処理を一から学べるようにし、狩猟者を育てています。

本府でも、狩猟免許の取得援助、捕獲の方法から最終処理の方法、さまざまな教育援助を行うスクールを府の責任で開設すべきではありませんか。

## 鳥獣害に強い集落づくりへ支援強めよ

もうひとつ重要なことは鳥獣害に強い集落づくりへの支援を思い切って強めることです。鳥獣を里に寄せ付けない地域づくりも学び実践できるように、しっかりと地域に寄り添った対策が必要です。兵庫県では鳥獣害対策の講演を一般市民も参加し、鳥獣捕獲への理解を得るように取りくんでいます。農業改良普及指導員や里のしごと人など、関係者の体制を強化して、農業、集落支援の基本として地域に寄り添った援助を強める必要があります。いかがですか。

## 恒久型防護柵設置へ人件費補助が必要

最後に、恒久型防護柵の設置の補助の問題です。この柵は実際には強力な金網の設置です。話になるのは「柵の費用は補助されるが、設置がそれぞれの地元に任されており高齢化した地域では、なかなか進まない」といわれています。設置費用に関わる人件費等の補助が必要ではありませんか。また維持管理の補助もありません。この補助が必要だと思いますがいかがですか。

【農林水産部長】鳥獣被害対策についてですが、鳥獣被害については市町村がとりまとめた農家などからの、鳥獣別・作物別・被害報告を集落に一人ずついる農業共済、約 2000 人の調査員による調査結果と照らし合わせ、最新の被害状況を把握しており、今後ともより正確な実態把握に努めてまいります。個体数の把握については目撃情報や糞の分布など、野生鳥獣の種類とモニタリング調査を毎年行い、その結果を専門の研究者で構成する専門家会議で分析し、適切な個体数把握と捕獲目標を設定しており、それを下に防除と捕獲対策を推進しております。

狩猟免許の取得経費につきましては、すでに多くの市町村が支援しており、府としては狩猟免許試験の追加開催や募集チラシの配布など、狩猟免許が取得しやすい環境を整備しているところで、昨年度に比べ新規免許取得数は 133 件増加しております。狩猟者の育成につきましては、平成 23 年度から兵庫県と同様のインターマイスター制度を府内全域で開設しており、熟練者が初心者に狩猟の基本から解体処理までを、マンツーマンで指導・育成しております。鳥獣を寄せ付けない地域作りについては各広域振興局ごとに普及指導員も参加する、野生鳥獣被害対策チームが地域に寄り添って被害実態の調査や防御対策研修会の開催など、きめ細かく支援をしております。

恒久防護柵の設置についてはこれまでから、市町村からの要望に沿って資材と設置を合わせた、整備費に対して補助する制度を設けているところです。なお、ほとんどの集落では、資材費の全額助成制度を活用し、地域住民やボランティアなどと協力して整備を進めているところです。

維持管理については、簡易防護柵に比べ負担のかからない恒久防護柵への転換を進めると共に管理者である市町村や自治会が地域ぐるみで集落をえさ場にしない環境づくりや防護柵の点検、修繕活動を実施できるように、野生鳥獣被害対策チームが支援をしております。

今後とも府内全域で早期の被害減少に向け、市町村と連携して全力で取り組んでまいります。

## 対策強化へ問われる府の本気度

【迫・指摘要望】野生鳥獣による農作物被害を防止する恒久型広域防護柵の設置の現状は、市町において取り組みの差があります。農業被害額が基準年の 21 年に比べ 1.5 倍、2 倍になっていても防護柵の取り組みが進んでいない市町もあります。府が市町や地域協議会が取り組みを進めていけるように具体的な支援を強めていくべきだと思います。兵庫県では、地域で行う設置の実習などをビデオに録って、現場で体験している生の声を各集落にも広げていच्छゃいます。自分らの知っている人も出てくるのでより真剣に学ぶようになり、鳥獣害に強い村づくりが進められている。

兵庫県では、狩猟免許を持つ農学博士や兵庫県森林動物研究センターが中心になって野生動物の保護管理を担う人材を育成するため、被害住民、県・市町職員、狩猟者や一般市民等に対して、被害対策や「生息地管理」「個体数管理」などを科学的な調査・研究に基づいて取りくんでおられて、これらの報告をホームページでおこなわれております。私たち自身もそれをみる事ができます。そういう点は学ぶべき点だと思います。狩猟者の育成では、先月、兵庫県・朝来農村振興局で実状を学んできた狩猟者や農業者に聞きますと「行政の本気度が違う」といわれていました。例えば、狩猟免許を取得したらすぐに実践できるように、狩猟の法律や罠の捕獲の技能、刺し止め、解体処理等を1年に10回講習する。行政が責任をもって最後まで狩猟者を育ていく、ここが京都府との違いと現場の方がおっしゃっています。この声にしっかりと答えて、鳥獣害対策を強めることを要望し、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

## **西脇いく子（日本共産党・下京区） 2014年2月18日**

### **後期高齢者保険料引き上げ抑制へ対策を**

【西脇】日本共産党の西脇郁子です。知事ならびに理事者に数点質問します。まず後期高齢者医療制度について伺います。

2008年から発足した後期高齢者医療制度から6年になりますが、この制度の矛盾や問題がいよいよ府内でも深刻になっています。その一つが保険料の問題です。2013年度の京都府内の後期高齢者医療保険料の年間平均額は、7万4286円でしたが、京都府後期高齢者医療広域連合は、2014年度と2015年度の保険料を5868円ひき上げ、年間平均額を8万154円としていましたが、約450円分アップ幅を抑え7万9704円とすることを決定しました。

それでも保険料は制度発足時の2008年の年平均72,558円から6年間で7,100円近く引き上げられ、東京都の97,098円に次ぐ高い保険料となっています。高齢者の皆さんからは「もうこれ以上の値上げは無理。長生きしたらあかんのか」と悲痛な声が上がっているのは当然です。

そのうえに、国は、これまで特例として府内で医療費が著しく低い綾部市や宮津市、伊根町などの府内7市町村について均一保険料よりも低い保険料になるよう6年間の激変緩和措置を講じてきましたが、いよいよ今年度末で保険料についての経過措置を一時的に終了しようとしています。しかし、依然として平成24年度における市町村別の1人当たりの医療給付費では、京都府平均に対する乖離率は京丹波町のマイナス28.1%を始めとして5自治体がマイナス20%を超えており、医療給付費の地域ごとの乖離は解消するどころか、いっそう広がっているのが実態です。このままいけば今後も保険料が上り続けるのではないのですか。求められているのは保険料ひき上げを抑制するための抜本的な対策ですが、どう対応されるのでしょうか。お答えください。

### **後期高齢者制度やめさせる先頭に**

そもそも、後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を一般の医療制度から切り離して囲い込み、徹底した差別医療を行うもので、保険料も後期高齢者人口が増え、医療給付費が増加すれば、際限なく上がり、受診抑制か負担増かを強制するものです。保険料も原則、京都市を含め、京都府内どこでも均一で、2年ごとに上り、府内の滞納者への資格証の発行も昨年2月時点では223名にもなっているという、皆保険制度を実施している諸国では考えられない高齢者にとって極めて過酷な制度となっています。国の財政負担は減り続け、保険料も現役世代の支援金も上がり続け、地方自治体の財政負担も増え続けます。いよいよこの制度そのものが保険制度として破綻していることが明白になっており、まさに京都府が国と一体で進めている国保一元化の行き着く先が現在の後期高齢者医療制度ではないでしょうか。既に制度として破綻している後期高齢者医療制度は見直す時期にきていると考えますが知事の認識を伺います。

また、高齢者の過酷な負担を軽減し、誰でも安心して医療が受けられるよう、知事が全国知事会長として制度そのものをやめさせていく先頭に立つことだと考えますがいかがですか。不均一保険料については経過措置が切れたからといってこのまま放置するわけにはいきません。ひき続き、国に継続を強く求めていただくとともに、府としての独自の支援を講じるべきだと考えますがいかがですか。

### **保育と子ども・子育て支援新制度について**

【西脇】次に保育と子ども・子育て支援制度についてお聞きします。

2012年8月、社会保障と税の一体改革の一環として消費税増税とセットで、待機児童解消を大きな目玉の一つとした「子ども・子育て支援新制度」が成立し、政府は2015年度からの本格実施をめざしています。新制度では「保育所」にはこれまで通り市町村が保育を実施する責任が残りましたが、それ以外の「幼保連携型認定子ども園」や小規模保育、家庭的保育等については保護者と施設との直接契約になり、市町村が保育の責任を負わないこととされました。また、保育に関わる様々な基準も幼保連携型認定子ども園以外は市町村ごとに、また施設によっても別々に決められることになり、同じ府内の子どもでありながら保育環境や保育条件に格差が生まれてしまいます。さらに、「幼保連携型認定子ども園」以外では保育所も含め、保育の運営費に用途制限がかからなくなり、子どもにかかるべきお金が企業の儲けになってしまうなどこれまで以上に企業が保育に参入しやすくなるなど新制度によって、これまでの長い間の関係者の努力で積み上げてきた公的保育の土台が大きく崩されようとしています。

そこで私は、これまでの公的保育を維持し、拡充させる立場で数点お聞きします。

### 保育の質落さず待機児童解消を

待機児童問題は、働きながら子育てをする保護者や、とりわけシングル家庭などでは深刻な問題ですが、大半の保護者は保育水準が整備された認可保育所に入所を希望されています。京都府は、待機児童解消として、国の「待機児童解消加速化プラン」等に基づいて、2015年度までに認可保育所の創設や増設等で39箇所、555名の定員増を計画しておられますが、中には幼保連携型子ども園への移行を視野に入れた保育所も含まれているとのことでした。保育所関係者や保護者のみなさんの大きな心配の一つは、新制度等によって待機児童解消は一定進んだとしても、障害児や発達障害など困難な子ども達が保育所に入所できるのかということや、横浜市などではガード下やビルの中での保育も認可されていることが問題になっているように待機児童解消ありきで保育の質がおろそかになってはならないということですが、府としてどう認識しておられますか。

### 北部・南部の保育所の現状認識を問う

また、今後も保育所そのものを増設していくことが必要だと考えますがいかがですか。

現在京都府内においては、京都市や宇治市、長岡京市、木津川市などを除き多くの公立保育園など認可保育所では少子化が進む中で定員割れも深刻となっています。宮津市内の民間保育園ではその上に、長時間保育を希望する保護者は増加しており、職員のローテーションを組むために園独自に持ち出しとならざるを得ず、保育園の維持が年々大変になっているとのことでした。すでにこうした地域では公立保育所の統廃合も進められ保護者の通園時間の負担増とともに、地域の子育て支援の拠点そのものがなくなっています。京都府として、こういった南部、北部の中山間地域や過疎地域などの府内の保育所の現状について府としてどう認識しておられますか。また支援策についてはどう捉えておられますか。お聞かせください。

### 障がい児保育へ手厚い支援を

その上に新制度では、介護保険制度のように、保育所の場合も保育の必要性や必要量の認定を受け、認定証が交付されることとなります。現在、保育認定に関しては最大1日11時間利用の「保育標準時間」と最大8時間までの「保育短時間」とに区分され、登園日数も週3日から4日程度の利用のあり方での検討が進んでいるとのことでした。施設が受け取る補助額は保育時間に左右されるため、経営はより不安定となり、その結果、人件費へのしわ寄せや正規職員数が減らされたりするなど、保育現場では保育の質の低下はもとより、施設が不足している場合は長時間利用者が優先される心配や、時間が区分されることで子どもの登園や帰宅時間はばらばらで細切れとなり、食事やお昼寝など子どもの生活リズムの乱れや保育所の行事への影響等も懸念されています。

その上に、障害児や発達障害などの困難な子どもの問題もあります。

2011年度の京都府内の認可保育園における府内の障害児受け入れ園は177箇所、877人、京都市では207箇所987人だとお聞きしていますが、この外に、障害認定につながらないいわゆる発達障害などボーダーの子ども達が多数存在しています。たとえば京都市内のある民間保育園では、2歳以上のクラスの場合、半数近くが個別対応が必要な子どもとなっているということですが、障害認定されている子どもはごくわずかであり、多くの保育園では園の持ち出しを続けながらクラス配置など状況を考慮した職員配置などを行い障害児等の保育に携わっておられます。

本来国や行政はこのような困難な子ども達が必要な保育から排除されないよう、手厚い支援を行う責務があるはずですが、国が今後、重点的に実施しようとしているのは市町村の保育実施責任がない「幼保連携型認定子ども園」や小規模保育等です。「幼保連携型認定子ども園」の場合、障害児は、保育料の追加徴収も可

能となるので保育料が上り、経済的余裕がなければ保育が受けられなくなるだけでなく、3歳以上の子どもは保育だけでなく学校教育に向けた教育が行われるため、結果的に障害児が排除されてしまう可能性があります。府としてそうならないための対策はどうされるのですか。

また、府として幼保連携型認定子ども園への誘導を許さず、むしろ市町村の保育実施責務のある保育所こそしっかり残し、拡充させるべきだと考えますがいかがですか。

現在、亀岡市などでは、独自に障害認定以外のいわゆる「その他障害」の子どもに対して、子ども1人月額30,000円分等の加配措置の支援をしておられますが、府としてもすでに廃止してしまった「京都府障害児特別保育事業費補助金制度」を復活させ、「その他障害児」も含めた市町村への支援を行うべきではありませんか。

## 元府立図書館仮施設跡地の活用について

【西脇】次に私の地元、下京区にある「元府立図書館仮施設跡地」の活用について伺います。

元府立図書館仮施設については、京都府が2005年度に建物を解体・撤去し、民間に売却する計画を明らかにして以降、地元の「西七条地域をよりよくする会」が地元地域を中心に取組まれたアンケート活動の中で、図書館や高齢者施設など、府市民が利用できる公的な施設の整備を要望される意見が多数あがるもとで、京都府は「十分に府民に還元できるような利用方法をできるだけ早く方向づけできるように努めていきたい」と民間売却の計画は、今日まで凍結されてきました。

## 民間売却計画に憤りの声広がる

しかし、昨年6月府議会の補正予算で京都府は「京都市や地元の連合自治会も利活用ニーズについて具体的な要望は示されなかったため検討委員会に諮り、売却予定物件として整理をした」として、建物の解体・撤去予算案を計上し、その後、民間売却する計画を明らかにされましたが、このことについて地元住民の皆さんから憤りの声広がっているのは当然ではないでしょうか。

その後、「西七条地域をよりよくする会」として再度、昨年秋に連合自治会を始め、周辺地域を中心に跡地の利活用についてのアンケート調査を実施され、現在までに6年前を上回る348名以上もの回答が得られ、前回同様、図書館や介護施設、子育て支援施設などの公的な利活用の要望の声が寄せられています。さらに、昨年11月には「西七条地域をよりよくする会」主催で跡地利活用について、元平安女子大学教授の室崎生子先生を助言者に「住民が主人公のまちづくりを進めるワークショップ」が開催され、跡地の利活用の具体的な要望の集約化も進み始めています。また、その直後には、「西七条地域をよりよくする会」として今回の地域アンケートとワークショップの結果を府有資産課と教育委員会との懇談の際に報告し「現時点で地域からの要望があることを認識した」ということを確認させて頂きました。

## 公的な利活用の要望にこたえるべき

さらに、12月16日には「よくする会」の皆さんは、京都市とも懇談され、京都市からは「関係部局に市民から要望が出ていることを伝え、行政に反映できるかを問い合わせる」との回答を得ています。さらに本年1月27日に地元で行われた「元府立図書館」の建物解体工事の説明会の際にも、当日参加された地元学区の各町内会会長さんたちからも「地元ではこの間、利活用アンケートにも協力し、地元も利用できるような活用を期待していたのに民間売却するのはおかしいじゃないか」との疑問の声が相次いでいました。このように、跡地活用の具体的な要望の声はなくなるどころか前回以上に公的な利活用の要望の声が広がっているのがまぎれもない事実であります。京都府が、「利活用ニーズについて地元からの具体的な要望は示されなかった」から売却するという根拠は全く崩れていると考えますが、京都府としてそのことについてどう認識しておられますか。お聞かせ下さい。

【知事】後期高齢者医療制度でありますけれども、この制度は平成20年4月にできたんですけれども、そのあといくつか政府からこの後期高齢者についての案が示されたんですけど、実はどちらかというと市長会、町村会長会はずね、維持してほしいという要望が出ているんです。とくに町村会の場合には拙速な導入は、新しい制度の導入は避けてくれと、地方の住民にとって、この制度自身は定着しているというものがでてくる。なぜ、こういった市長会、町村会長が現に後期高齢者の医療制度を運営、連合で運営している人たちからこういう意見が出てくるからという、国から示された見直し案というのは、もう一回高齢者の方々を医療保険と被用者保険にもどそうという話なんです。そうなりますと、これは加入する制度によりまして高齢者のみなさんの保険料負担に不公平が生じる。まさに被用者保険、会社の保険に入っている息子さんがいるとき、息子さんが、娘さんがいるかないかによって、お年寄りのみなさんの保険料が変わってくる。こういう制度になってしまうわけです。

これは、やはり国のあり方としていいのだろうか、という問題がありまして。基本的には私ども知事会は医療保険と言うのは一元化していくべきではないか。そうしたものと違う案が示されると、それはおかしいのではないかと、言っていました。この問題は制度の問題というよりは、高齢化が進んでいく、さらには医療自身が高度化していくなかで、財政負担がどんどん大きくなってきている。たとえば地方だけでも社会保障というのは、この10年間で10兆円近く増えているわけですね。この問題をどういうふうにしていくかということが焦点でありまして、その問題を抜きにして制度の安定的な運営はありえないわけでありまして。

したがってわたしたちといたしましては、現行制度にまずきちっとした財政的な安定性を国として加えるべきである、そこから制度というものを始めないと、どちらにいったとしても、結局つけまわしになってしまうんじゃないか、ということをお願いしているところでもあります。そのなかで保険料については制度発足時の平成20年度から7万2558円でしたけれども、直近の平成24年度が7万3901円と約1.9%の上昇となっているわけでありまして、この上昇率は財政安定化基金の取り崩しで抑制をしてきて、抑えた結果という形になっているわけでありまして。そのなかでわれわれとしましては、これからさらに少子化が進行するなかで現役世代が加入する被保険者の負担を大幅に増やすことになる、これは今の状況では難しいというのが現実だとおもいますので、ナショナルミニマムの観点から国の責任において、思いきった財源措置をとる。これがなければどんな制度を作っても一緒ですよ、ということをお願いしているところでもあります。

なお、今回の消費税率の引き上げによる増収分につきましても保険料軽減措置の所得制限の引き上げの拡充が、これではかられているわけでありまして、こうした形で、とにかく国のなかにおいてどういう財政的な枠組みをつくるのか。これだけ増えてくると、ある面では増税していかねばならない面があるわけですね。その増税をどこに求めて、どういう形で作るのかという提案がなく、単に後期高齢者をやめろ、やめろといわれたって、これはまずは無理な話なんです。そうした点での制度設計というものがこれから求められるんだと思います。

加えて75歳以上対象とするこの制度におきまして、単に医療保険だけではなくて、医療提供体制の整備や介護保険、高齢者福祉施策が密接に関連し後期高齢者を包括的に支える仕組み、これの実現が私も必要と思っております。このため私は市町村と協議を進める中で京都府も制度的運営に積極的に参加すべきだという主張をしております。当面の取り組みといたしまして副知事の副広域連合長就任などによりまして、この制度をしっかりと支えていきたいというふうに思っております。

また不均一の保険料についてであります。法令上今年度で経過措置が終了することになっておりますけれども、引き続き国に対しては制度の存続を粘り強く求めてまいりますとともに、依然として医療費水準の地域差がありますので、こうした地域に暮らす高齢者のみなさまの実質的な負担軽減につながる健康維持や増進の事業にたいしまして、特別な財政措置を講じるよう、引き続き国に要望してまいりたいと思います。

あわせて財政化安定化基金を活用して不均一保険料市町村も含めた全体の保険料負担の増加を少しでも抑制するために、まあ、多くの府県は国が示す基金の調整拠出率による算出をおこなうなかで、私ども全国トップクラスの拠出率を独自に設定する手厚い措置を講じてやっております。そのために必要な予算を今議会にお願いしているところでもあります。

これによりまして、均一保険料の水準は現行の7万4286円から7万3820円となりまして約460円減少する見込みとなっているところであります。今後とも高齢者の保険料負担等が過重なものとならないように、安心して必要な医療が受けられるように京都府としても全力あげて努めてまいりたいと考えております。

**【総務部長】**元府立図書館仮施設の跡地の利活用について、京都府といたしましては今後の利活用の予定がありませんことから、府有資産利活用推進プランに基づきまして、地元の京都市に意向の紹介をいたしましたところ、地域の要望を含め利活用の要望はないとの回答をいただいたところでございます。

そのようななかでは未利用資産を府民サービスに還元するという観点から府有資産利活用プランの委員会におきまして有識者の御意見も上がったうえで売却予定物件として整備をしたところであります。

その後、老朽化した建物の解体を進めるにあたりまして、京都市にあらためて意向確認をいたしましたところ、利活用の要望がない旨、文書での回答をいただきますとともに、昨年6月には地元の自治連合会にご意見をお聞きいたしましたけれども、具体的な要望はしめされなかったところでございます。現在、建物の解体工事に関しまして、先月1月の27日には地元の自治連合会への説明会を開催いたしました。また、来る2月20日にも地域住民の皆様への説明会を重ねて開催することとしておりますけれども、今後売却に向けた手続きを進めますなかでは、その説明会の際に示されました地元自治会のご意向も踏まえまして、解体工事終了まであらためて、京都市、地元の自治連合会の御意見をお聞きする予定でございまして。

**【健康福祉部長】**保育と子ども・子育て支援新制度についてであります。今回の新制度が親の就労状況に

関係なく、全ての子どもたちに対する質の高い幼児期の教育・保育の実施や地域での子育て支援の充実を図るものであり、現在、京都府子育て支援審議会において必要な教育・保育の量の確保やまた、保育士等の更なる質の向上について、ご議論いただいているところであります。

保育所制度につきましては、待機児童の解消を図るため平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間で 84 か所、約 3,200 人分を確保したところとあります。また、2 月補正予算及び、今年度当初予算において、40 か所、570 人分を整備することとし、今議会に必要な予算をお願いしているところであり、今後とも市町村のニーズをふまえて整備してまいりたいと考えております。

また、過疎地域における保育所の状況につきましては、園児が減少し、子ども同士の交流機会が減る中で、子どもたちの健全な成長への影響が懸念されるとともに、保育所の運営自体も厳しくなるものと考えております。このため新制度では、新たに制度化される小規模保育等の地域型保育事業に取り組むことにより安定的な運営が確保され、過疎地域においても安心して保育ができる仕組みとなっております。

また、幼保連携型認定子ども園の園児の受け入れにあたっては、新法においても応諾義務が課せられていることから、現行の保育所と同様に認定子ども園でも障がい児の受け入れに配慮するよう市町村に働きかけますとともに、国に対しても十分な財政支援を講じるよう強く要請してまいります。

また、障がい児保育に係る支援につきましては、重度障がい児を対象とする国制度に加えて府独自に軽度障がい児に対して補助制度を講じてきたところであります。しかしながら、平成 19 年度に国制度の拡充が図られ、軽度障がい児も対象となったことから、京都府では、この助成制度に関して平成 20 年度から今後、重点的に取り組むべき施策として、新たに発達障がい児に対する早期発見、早期療養支援事業を開始したところであり、現在、全ての市町村で取り組みが進められております。

さらに、府北部地域等では臨床心理士などの専門職の確保が難しくなるなか、今年度から発達障がい者に精通した専門職の派遣事業を新たに開始したところであり、今後とも、市町村が実施する障がい児保育事業の取り組みを一層支援してまいりたいと考えております。

## 後期高齢者医療保険制度について

**【西脇・再質問】**まず、後期高齢者医療保険制度について、不均一保険料の問題ですが、知事もご存じだと思いますが、北部などの医療体制は、結局 6 年間ほとんど改善されていないわけですね。そのもとの、現在 1 人あたりの年間医療費は京都市の 105 万 8783 円に対して、与謝野町では 71 万 9406 円、そして南山城村は 71 万 3711 円と大きな開きになったままで、これから北部医療センターが出来ているとおっしゃいましたが、これがすぐに保険料等にかえるかという、そういうことは実際にはないわけですね。このまま来年度から均一保険料にすること自身は大問題ですので、ぜひこれは、改善していただきたい。京都府として独自にお願いしたい。実は、2 月 4 日に、日本共産党のこくた恵二衆議院議員と倉林明子参議院議員が宮津市、綾部市などの地元議員のみなさんと、この問題について厚労省の高齢者医療課に申し入れを行いました。その際に、担当から「特別措置の打ち切りは決まっているが、乖離率の大きい市町村にどのような対策をとるかが別途の課題としてあることは保健局として認識している」とお認めになりました。その上で、課長会議等で意見を聞き、何か必要ということは実施に努力したいと答弁しておられます。そもそも、こういった矛盾が生じることを承知でこの制度を無理やり導入してきた国の責任は重大です。府として引き続き、特別措置の継続について強く求めるとともに、独自の軽減のための支援を求めておきます。それから、制度は安定しているということでしたが、安定というのは誰にとっての安定なのか。市町村にとってではなく、実際に利用する高齢者にとってどういう制度になっているか。それが負担増で安定しているということであれば問題ですので、京都府は、破綻が明らかになったにもかかわらず、副知事を京都府後期高齢者医療広域連合の副連合長として就任させて広域連合に加入させる。医療費の適正化のために連携を強化するということでしたけれども、知事としてやるべきことは、もう小手先では制度の矛盾も問題も解決できない以上、現役世代や地方自治体にとっても百害あって一利なしのこの制度を廃止する先頭に立っていただきたい。この点は指摘しておきます。

## 保育と新制度について

保育に関わってですが、保育料や賃金などの公定価格等の制度設計はこれから決まっていくということですので、今、現場のみなさんが心配されていますのは、介護保険のように次々にはしごを外されるのではないかと、危惧されておられます。やはり児童福祉法 24 条 1 項の市町村の責任による保育の原則を全ての保育に適用できるように国に強く求めていただくとともに、府として必要な市町村への支援を行うよう求めておきます。

## 元府立図書館跡地活用について

最後に、私の地元の問題ですけれども、先ほど部長は、前回と同じ答弁を繰り返されました。一体、どこに誰に聞かれたということですか。地元の自治連合会の会長と言われましたけれども、これは、ほんのごく一部の方であって、そういった方々が、周りの地元の方にその問題について広げていったかといえばそうではないのです。止まっているわけです。私たちが問題をみなさんにお伝えし、いただいた沢山の新しいアンケートについてどう認識をされているのか。この点については再答弁を求めたいと思います。

**【総務部長・再答弁】**元府立図書館仮施設についてでございますが、先ほども答弁させていただきました通り、我々としては、京都市、それから地元の自治連合会のご意見をお聞きしながら進めているところでございます。なお、議員ご指摘のようなご要望、これがあるというようなことでございますけれども、内容といたしまして広域自治体でございます府が直接取り組むということは、非常に難しい内容だというふうに考えております。そのようなことをふまえて、地域において合意形成を図っていただくことが重要ではないかと考えているところでございます。